



福岡医発第 2102 号 (地)

令和 4 年 10 月 28 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 78)

今般、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱いについて、別紙のとおり厚生労働省より取扱いが示された旨、日本医師会より通知がありましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が疑われる患者が発熱外来を受診した際の初診時の選定療養費については、令和 2 年 2 月 14 日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(令和 2 年 2 月 18 日付け福岡医発第 2969 号 (地))において示されておりましたが、今般、診療・検査医療機関(発熱外来)が拡大され、また、自治体等のホームページによる医療機関の公表についても進められてきたことから、このような現況を踏まえた具体的な取扱いについて示されております。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎

会長 島田昇二郎

日医発第 1463 号（保険）
令和 4 年 1 0 月 2 5 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その78）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が疑われる患者が発熱外来を受診した際の初診時の選定療養費については、令和 2 年 2 月 14 日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」において示されていたところでございますが、今般、診療・検査医療機関（発熱外来）が拡大され、また、自治体等のホームページによる医療機関の公表についても進められてきたことから、このような現況を踏まえた具体的な取扱いについて示されたものでございます。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 78）
（令 4.10.21 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事務連絡
令和4年10月21日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて
(その78)

新型コロナウイルス感染症の臨時的な診療報酬の取扱い等のうち、新型コロナウイルスの感染が疑われる患者が発熱外来を受診した際の初診時の選定療養費については、令和2年2月14日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」において示していたところである。

今般、診療・検査医療機関（発熱外来）が拡大され、また、自治体等のホームページによる医療機関の公表についても進められてきたことから、このような現況を踏まえた具体的な取扱いについて、別添のとおりお示しする。

これらの取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図られたい。

以上

(別添)

問1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月14日厚生労働省保険局医療課事務連絡)の問5において、「新型コロナウイルスの感染が疑われる患者が「帰国者・接触者相談センター」等に連絡し、その指示等により、200床以上の病院で、帰国者・接触者外来等を受診した場合、初診時の選定療養費は認められない。」と示されているが、「その指示等」とは具体的にはどのようなことを指すのか。

(答) 例えば、都道府県の設置する「受診・相談センター」または保健所等が、新型コロナウイルスの感染が疑われる患者に200床以上の医療機関等の発熱外来を案内するとともに、当該医療機関に事前に連絡を実施した場合が該当する。

(参考) 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月14日付厚生労働省保険局医療課事務連絡)(抄)

問5 新型コロナウイルスの感染が疑われる患者が「帰国者・接触者相談センター」等に連絡し、その指示等により、200床以上の病院で、帰国者・接触者外来等を受診した場合、初診時の選定療養費の取扱いはどうなるか。

(答) この場合、「緊急その他やむを得ない事情がある場合」に該当するため、初診時の選定療養費は認められない。

問2 新型コロナウイルスの感染が疑われる患者が「受診・相談センター」または保健所等において、複数の医療機関の案内を受け、その中から患者自身が200床以上の病院であって、「診療・検査医療機関」である医療機関を選択した場合、初診時の選定療養費の取扱いはどうなるのか。

(答) この場合、初診時の選定療養費の支払いを求めないことができる、「その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者」に該当する。

また、令和4年10月21日以降、初診時の選定療養費の支払いを求める保険医療機関については、都道府県のホームページの「診療・検査医療機関一覧」等にその旨公表すること。なお、令和4年12月31日までの間は、当該保険医療機関のホームページ等において公表するとともに、予約又は受付の際に、事前に患者へ案内することをもって、都道府県のホームページ等での公表に代えて差し支えない。

問3 新型コロナウイルスの感染が疑われる患者について、都道府県等が設置する「受診・相談センター」等の案内によらず、患者自身が自治体のホームページを閲覧するなどして、200床以上の病院であって、「診療・検査医療機関」である医療機関を受診した場合、初診時の選定療養費の取扱いはどうなるのか。

(答) この場合、初診時の選定療養費の支払いを求めないことができる、「その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者」に該当する。

また、令和4年10月21日以降、初診時の選定療養費の支払いを求める保険医療機関については、都道府県のホームページの「診療・検査医療機関一覧」等にその旨公表すること。なお、令和4年12月31日までの間は、当該保険医療機関のホームページ等において公表するとともに、予約又は受付の際に、事前に患者へ案内することをもって、都道府県のホームページ等での公表に代えて差し支えない。

(参考) 「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」(平成18年3月13日保医発第0313003号(令和4年3月4日最終改正)) (抄)

第3 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等

16 特定機能病院、地域医療支援病院(一般病床に係るものの数が200床未満の病院を除く。)及び外来機能報告対象病院等(医療法第30条の18の4第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したもの(以下「紹介受診重点医療機関」という。)に限り、一般病床に係るものの数が200床未満の病院を除く。)の初診に関する事項

(4) (3)に定める場合のほか、正当な理由がある場合は、他の保険医療機関等からの紹介なしに受診した患者について、(1)の金額の支払を求めないことができること。なお、正当な理由がある場合とは、次に掲げる患者に初診を行う場合であること。

①～⑨ 略

⑩その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者(急を要しない時間外の受診及び単なる予約受診等、患者の都合により受診する場合を除く。)